

新 一瞬の真実 徹底追求

FILE NO.032

山本事件(愛媛)

- 取材・文 柳原三佳 <http://www.mika-y.com/>
- イラスト 佳岡広澄

■やなぎはらみか
バイク雑誌の編集記者を経てフリーに。交通事故を主なテーマに執筆する他、TV出演、講演活動も行う。本誌や『週刊朝日』に連載した交通事故の告発ルポは、自賠責制度の大改正につながり話題を呼んだ。また検視や司法解剖に関する取材も精力的に行い、日本の死因究明のひずみを鋭く指摘している。最新刊『焼かれる前に語れ』(共著)、『交通事故被害者は二度泣かされる』など著書多数。自らも限定解除のナナハンライダーである。

警察は「捜査報告書」に、ウソや悪口を書いてもいいのですか?

愛媛県警・ごごま「捜査報告書」

『松山・白バイ衝突事故』

母親は異常、状況を創作!?!
被害者家族も啞然

で書くか?
を公開!



警察が作成した「捜査報告書」。捜査の結果がまとめられ、検察は判断の参考にするという。

白バイとの衝突事故に遭い、一方的な過失を押し付けられた上、「保護観察処分」(有罪)を言い渡されたスクーターの少年。家族の必死の立証活動によって、後日、逆転無罪を勝ち取ったものの、警察側は白バイの過失を一切認めず、争いは民事裁判に突入した。事故から3年3ヶ月経ち、被害者側はようやく刑事記録の開覧・謄写を済ませたのだが、その中味は、目を覆いたくなるほど酷い内容だった。捜査にあたった愛媛県警作成の「捜査報告書」を公開する!

(7) 再実況見分の検討
本交通事故の衝突地点の特定については、両当事者の指示説明に相違が見られるが、現時点において当事者を立会させて事故現場の再見分を実施しても両当事者が同一地点を指示する可能性はないものと見られる。その理由としてH(※白バイ隊員)は、衝突前の自車の進路及び衝突地点を、現場路面に印象されていたタイヤ痕及びガウジ痕の状況に基づき進路及び衝突地点について観客のかつ合理的な指示説明をするも、山本昌樹は、自分の前にワンボックス車が止まっておき、その後方で停止していたら白バイにぶつけれられた旨を申し立てるので、路面痕跡に基づき自車の進路及び衝突地点との整合性についても完全に否定し合理的な指示説明がなされなかった。また両者立会の見分時、山本昌樹は車椅子に乗ったままでの立会であったため、介添人として母親の同伴を許していたものであるが、同人の祖父・祖母・両親の4名の他家族関係者等数人が見分場所所集して見分の推移に合わせて異常なほどの関与により、山本昌樹本人

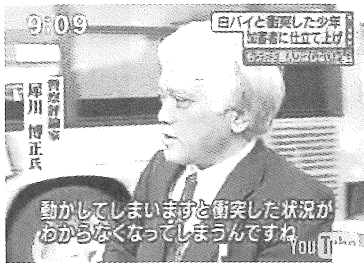
「柳原さん、聞いてください。もう、悔しくて腹が立つて……」
2月中旬、松山の山本純子さんから、憔悴しきった声で電話がかかってきた。
「どうしたんですか?」
私が見ると、純子さんはため息をつきながら、悔しい思いを語り始めた。
「ようやく、息子の事故の刑事記録をコピーしたんですが、見るのが怖くて、4日間くらい開けずにいたんです。でも、勇気を出して読んでみたら、もう、中味が滅茶苦茶で、ほんとに酷いんです」
いつもパワフルな行動力で、理不尽な警察の捜査に立ち向かい、一度は保護観察処分までさせられた息子の昌樹くんを、不処分(無罪)にするため頑張ってきた母、純子さん。このときはばかりは、かなりのショックが声のトーンから伝わってきた。
「とにかく、どの捜査資料を見ても母親である私が出てきます。そして私のことを『異常』だと書いてあるんです。そんなに母親が異常だと思わせたかったのでしょうか。それに私は目撃者の人と仕事を通じて面識もないし、証言内容を変えるように迫ったこともありません。とにかく全

部のためなんです。本当に恐ろしい、あつはならないことです」
間もなく問題の「捜査報告書」がFAXで送られてきた。
想像はしていたが、ここまで片寄った内容だとは……。こんな書類が警察によって勝手に作られ、検察庁に送られていたのだと思うとぞつとするが、検察官や裁判官がこれを鵜呑みにすれば保護観察処分も当たり前ということになるのだろうか。
以下が、愛媛県警が作成した、問題の「捜査報告書」だ。おそろしく、同様の書類によって苦しめられている交通事故の当事者は大勢いるのではないだろうか。この書類が最初から公開されているのならまだしも、山本事件のような少年事件の場合は、当事者であっても、最後まで見ることができない。今回は民事裁判を起すため、謄写することができたが、そうでなければ闇の中だ。
というわけで、交通捜査の現実を讀者のみなさんに知ってもらうため、長文ではあるが途中から抜粋する。目撃者A、B(図参照)の証言を警察がどう評価しているか? そのあたりに注目して読んでみてほしい。

の意思が客観的主体性をもって説明されていないものと認められた。さらに、山本昌樹の母親は、目撃者Aに対し、見分立会時の指示説明内容の訂正(山本車両の進路及び衝突地点を警察に申し立てるよう強く迫る他、目撃者Bに対しても、任意の目撃証言を妨害するかのような行動に出ている状況が窺われること)から、現時点において山本昌樹に対する任意捜査(実況見分及び取り調べ)によっては被疑少年自身から真実の供述を得ることは困難と見られる。

(8) 衝突地点の特定
第二回目事故現場実況見分、両当事者両衝突部位対照見分の結果を基にすると、山本昌樹の指示する1地点は不合理であり、H(白バイ)の指示する2地点を衝突地点と特定することが相当である。
(9) 参考人取調べの状況
ア 事故目撃者Aの取調べ
市川バナナ店主Aは、白バイのサイレンを聞いて店の前に出てみると、左方から走って来た白

●「山本事件」の捜査報告書より抜粋
(問題箇所は傍線による)
(5) 事故当事者立会による事故現場実況見分実施状況
平成16年11月25日午後1時55分から午後3時10分までの間、当署事故捜査係長M警部補が両当事者を立会させて交通事故現場の実況見分を実施したものであるが、双方車両の進路及び衝突地点等事故発生状況について両当事者の指示説明が一致しなかったものである。被害者山本昌樹は、第二回目の事故現場実況見分の際に特定した路面痕跡による客観的事実についても否定的言動を繰り返して各地点に指示したため、現場見取図に記載した。
(6) 事故目撃者立会による実況見分の実施
本件事故発生時に白バイの後方より本交通事故を目撃していた、路線バス運転手B立会による交通事故現場の実況見分を実施した。



山本事件の現場に立ちテレビのインタビューに答える元警視庁で警察評論家の犀川博正氏。

ア 被疑少年山本昌樹にあっては、自動二輪車を運転して三叉路交差点を右折するに際し、緊急走行により対向してくる白バイに気付かず、先行する車両の後方から漫然と右折を開始したものであり、交差点を安全に進行する義務を怠った過失が認められる。

（3）事故目撃者（A・B）の供述内容の正確性
 本事故の目撃者2名の目撃状況については、右折車両の有無、大型スクーターの進路について相違点があるが、目撃者A（市川バナナ店主）の目撃位置は衝突地点の付近であるものの、目撃者の左方から進行してくる白バ

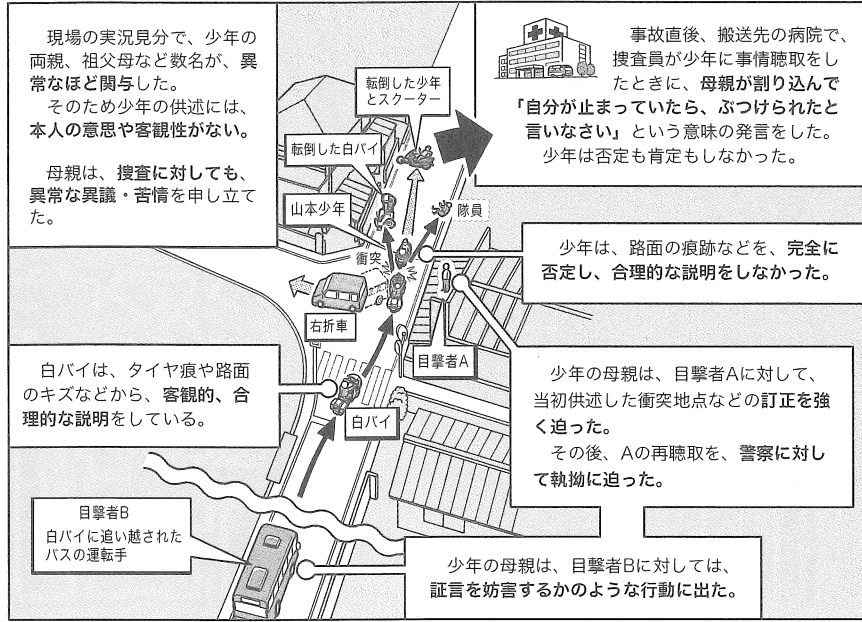
イと右方から進行してくる山本運動のスクーターを同時に認めることは不可能であり、当然白バイのサイレン音に反応して店頭に出、左方から聞こえて来るサイレン音を意識してはいたはずであるから、衝突の瞬間は左方の白バイを注視していたと思われ、大型スクーターの進路及び速度・右折車両の有無については明確な目撃は無かったのではないかと疑念が残る。一方、目撃者B（バス運転手）は、後方から接近して来た白バイのサイレン音に反応して避讓した後、当該白バイに追従中本事件事故を直接目撃しており、事故発生状況を客観的かつ具体的に記憶していることから、供述内容は極めて信憑性の高いものと認められる。

（4）過失の確定
 ア 被疑少年山本昌樹にあっては、自動二輪車を運転して三叉路交差点を右折するに際し、緊急走行により対向してくる白バイに気付かず、先行する車両の後方から漫然と右折を開始したものであり、交差点を安全に進行する義務を怠った過失が認められる。

（5）送致
 このため、山本事件における『捜査報告書』だ。ようするに、この事故を捜査した警察は、白バイに不利な証言をした目撃者のA氏（市川バナナ店主）の言い分はことごとく却下し、有利な証言をしたB氏（路線バス運転手）の言い分は採用。さらに、山本少年の供述は、家族が異常な関与を示したので却下。したがって、白バイ隊員の証言は信用できるので、寛大な処分を……という流れになっているわけだ。

では、そもそも、『捜査報告書』はなんのために、どのような目的で作られるのだろうか。

捜査報告書の驚くべき内容



目撃者Aが事故直後の実況見聞

ウ Aの再取調べ
 目撃者Aが事故直後の実況見聞

（1）事故事実の特定
 本件交通事故は、信号機の設定されていない三叉路交差点において、右折しようとした自動二

イ 被疑者H（白バイ）は取調べに対し、本件犯行を全面的に認める供述をして反省している。

（2）山本昌樹の供述の信憑性
 山本昌樹の供述にあっては信憑性が否定される。その理由として、

ア 事故直後、当署捜査員が収容先の病院に赴き聴取したところ、交差点手前でウインカーを点けた、減速した、ミラー（カーブミラー）を通し右方道路を見た、ゆっくり進行していた、直前でサイレンが聞こえたことと申し立てたが、2週間以上経過した実況見分の際には「自分の前に右折の車があり、その後ろで停止していたらぶつけられた」と供述を変えた。

イ 山本車両（大型スクーター）はエンジンオンにすれば車載式のコンポのスピーカーから大音量の音楽が出るようにセットされていたにもかかわらず、「転倒の際に自動的にスイッチが入った。」と供述した。当該コンポは座席下部（メットイン内部）に設置されており、転倒時の衝撃によってスイッチがオンになる可能性はないと懸念されることから、コンポのスイッチはオンの状態（音楽が流れる状態）で走行していたものと認められる。

ウ 家族の異常な捜査に対する関与により、被疑少年に説明を求めると本人の自主的な説明が得られない状況にあり、全て母親等の意図に沿った内容を申し立てるのみである。

（3）捜査の結果
 本件交通事故は、信号機の設定されていない三叉路交差点において、右折しようとした自動二

イ 被疑者H（白バイ）は取調べに対し、本件犯行を全面的に認める供述をして反省している。

（4）被疑者取調べの状況
 ア 被疑少年山本昌樹は取調べに対し、本件犯行を全面的に否認する供述に終始し、相手方H（白バイ）の一方的過失を申し立てている。

（5）山本昌樹の供述の信憑性
 山本昌樹の供述にあっては信憑性が否定される。その理由として、

ア 事故直後、当署捜査員が収容先の病院に赴き聴取したところ、交差点手前でウインカーを点けた、減速した、ミラー（カーブミラー）を通し右方道路を見た、ゆっくり進行していた、直前でサイレンが聞こえたことと申し立てたが、2週間以上経過した実況見分の際には「自分の前に右折の車があり、その後ろで停止していたらぶつけられた」と供述を変えた。

イ 山本車両（大型スクーター）はエンジンオンにすれば車載式のコンポのスピーカーから大音量の音楽が出るようにセットされていたにもかかわらず、「転倒の際に自動的にスイッチが入った。」と供述した。当該コンポは座席下部（メットイン内部）に設置されており、転倒時の衝撃によってスイッチがオンになる可能性はないと懸念されることから、コンポのスイッチはオンの状態（音楽が流れる状態）で走行していたものと認められる。

（6）捜査の結果
 本件交通事故は、信号機の設定されていない三叉路交差点において、右折しようとした自動二

イ 被疑者H（白バイ）は取調べに対し、本件犯行を全面的に認める供述をして反省している。

（7）山本昌樹の供述の信憑性
 山本昌樹の供述にあっては信憑性が否定される。その理由として、

ア 事故直後、当署捜査員が収容先の病院に赴き聴取したところ、交差点手前でウインカーを点けた、減速した、ミラー（カーブミラー）を通し右方道路を見た、ゆっくり進行していた、直前でサイレンが聞こえたことと申し立てたが、2週間以上経過した実況見分の際には「自分の前に右折の車があり、その後ろで停止していたらぶつけられた」と供述を変えた。

イ 山本車両（大型スクーター）はエンジンオンにすれば車載式のコンポのスピーカーから大音量の音楽が出るようにセットされていたにもかかわらず、「転倒の際に自動的にスイッチが入った。」と供述した。当該コンポは座席下部（メットイン内部）に設置されており、転倒時の衝撃によってスイッチがオンになる可能性はないと懸念されることから、コンポのスイッチはオンの状態（音楽が流れる状態）で走行していたものと認められる。

ウ 家族の異常な捜査に対する関与により、被疑少年に説明を求めると本人の自主的な説明が得られない状況にあり、全て母親等の意図に沿った内容を申し立てるのみである。

山本事件については、ヤフーブログ「愛媛の白バイ事故」http://blogs.yahoo.co.jp/oshikazuz357199002.html といった、経緯を紹介。また、柳原三佳HP http://www.mikay.com/ の特集番組を動画で配信。